

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

伊根町「人が生き生き」生活環境再生計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

京都府与謝郡伊根町

3 地域再生計画の区域

京都府与謝郡伊根町の全域

4 地域再生計画の目標

伊根町は京都府北部、丹後半島の北東端に位置し、西は京丹後市、南は宮津市に隣接している。人口2,594人(平成22年4月1日現在)、面積は62.00km²である。二級河川の「筒川」を中心に広がる農業集落や、海岸線沿いに形成された漁村集落により成り立っており、豊かな自然の恩恵を受けた一次産業が盛んな一方、伊根湾に沿って建ち並ぶ特徴的な「舟屋」景観をはじめとする歴史ある文化や、自然景観を魅力とする観光産業も盛んなところである。

特に伊根地区は、町水産業の基幹である伊根漁港を中心に前述の「舟屋」が並ぶ水産業と観光業の重要地域であり、その美しい町並みは「日本の渚百選」や、国の「重要伝統的建造物群保存地区」に指定されており、毎年多くの人々が往来する。

本町はインフラ整備の遅れに伴い汚水処理人口普及率が低く、平成20年度末で17.9%(京都府平均は93.9%)であり、伊根地区においては3.9%と特に低い状況である。

伊根地区の生活雑排水については、家屋間の水路より伊根湾に直接流出し、し尿収集のために狭い集落道をバキューム車が往来するという現状で、環境衛生面で大きな問題がある。また、多くの観光資源を活かして交流人口の増加を目指しているが、農漁家体験民宿の推進や公共トイレ等の観光関連施設整備の計画において、水洗化未整備という問題が大きなネックとなっている。

伊根地区以外の地域においては、3つの集落で漁業集落排水整備事業が完了し水洗化が図られているところであるが、その他の地域においては水洗化が進んでおらず、合併処理浄化槽設置による排水処理の推進が求められている。

このような状況の中で、今回、伊根町全域においては汚水処理施設を整備し、伊根湾をはじめとする海岸域や町内の住環境における水質の改善を第一の目標とし、住民にとってより住みよい町にすると同時に、観光客に対してもより強くアピールができる町にすることを目指す。また、環境美化を通じて地域住民

の環境保護意識の啓発、醸成を図り、地域住民が積極的に観光や都市部との交流に関わることを演出することにより、町全体の再生・活性化を目指す。

(目標 1) 汚水処理施設の整備の促進

(伊根町の汚水処理人口普及率を 17.9% から 60.0% に向上)

5. 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

伊根地区においては全域で漁業集落排水事業を実施し、効率的で効果的な汚水処理施設整備を行い、その他の未整備地域においては、合併処理浄化槽設置事業地域とし、整備を促進する。

また、町独自事業として住民参加による清掃作業を実施することで、汚水処理施設整備と併せて衛生環境向上や住民の意識改革を図り「ひとが生き生き」する町づくりを目指す。

5-2 特定政策課題に関する事項（地域再生法第 5 条第 4 項第 3 号の事項を記載する場合のみ）

該当なし

5-3 法第 5 章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

整備箇所等は、別添の整備箇所を示した図面による。

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を完了する予定である。

漁業集落排水 平成 22 年 7 月以降事業採択予定

「事業主体」

伊根町

「施設の種類」

漁業集落排水、浄化槽(個人設置型)

「事業区域」

集落排水と浄化槽により伊根町内全域をカバーする

「事業期間」

漁業集落排水 平成 22 年度～平成 26 年度

浄化槽（個人設置型）平成 23 年度～平成 26 年度

「整備量」

漁業集落排水 $\phi 100 \sim \phi 250$ 約 8,620 m

浄化槽（個人設置型） 5人槽 8基、7人槽 12基

なお、各施設における処理人口は以下のとおり

漁業集落排水 1,570人

浄化槽 124人

「事業費」

漁業集落排水事業 1,513,880千円（うち国費 739,940千円）
（うち単独 34,000千円）

浄化槽（個人設置型） 8,108千円（うち国費 2,702千円）

合計 1,521,988千円（うち国費 742,642千円）
（うち単独 34,000千円）

5-4 その他の事業

住民参加の伊根地区清掃事業

年に1度水路、道路、海岸の清掃を地区住民、事業所、行政が参し
清掃することによって衛生環境向上の意識改革を図る。

広報・啓発活動事業

広報誌により、合併処理浄化槽の補助条件を住民に周知し生活排水
処理の普及を図る。

6 計画期間

平成22年度～26年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了時に、4に示す数値目標に照らし状況を調査、評価し、公表する。また、汚水処理施設設置後の水質検査等による水質管理を行うこととする。